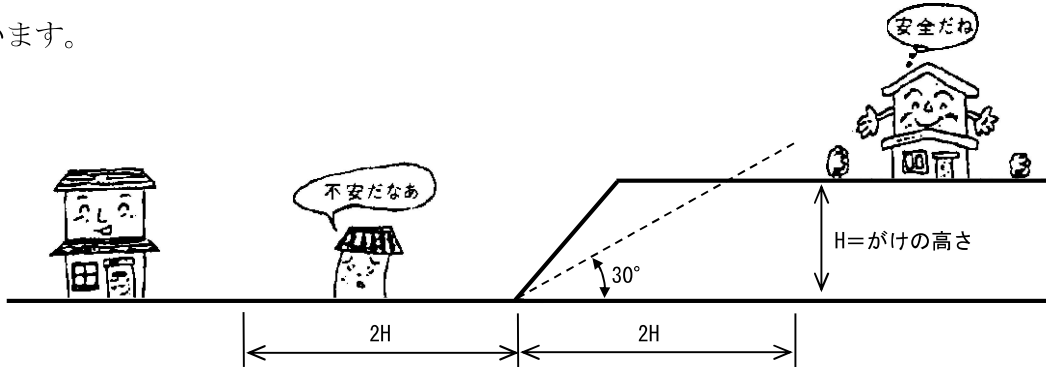


◆がけは安全ですか？（静岡県建築基準条例第 10 条。通称「がけ条例」）

がけ崩れ又は土砂の流出等から人命、財産を守るため、がけ付近に建築物を建築する場合には、がけの形状、土質又は建築物の位置・構造等に応じて安全な擁壁を設置することを義務づけています。

対象となるがけは、水平面からの勾配が 30 度を超え、かつ、高さが 2m を超えるものであり、これに対する危険区域は下図のがけの法面下端から、がけの高さの 2 倍の範囲内としています。



ただし、がけの安全性が確認できる場合や、がけに対して安全な対策をとる場合は、がけ高さの 2 倍の範囲内でも建築することができます。

・がけに既存の擁壁等があり安全ながけと判断できる場合

次の①～④のいずれかに該当し、かつ、現状で傷みやはらみ等の危険性がない既存擁壁は、安全ながけと判断することができます。また、⑤のように、土質調査等により、擁壁がなくても安全ながけと判断する方法もあります。

| | | |
|---------------------------------------|---|------------------------------|
| ①工作物としての確認済証、検査済証が交付されている擁壁 | + | ひびわれ、はらみ、目地のずれ、倒れ、劣化等の危険性がない |
| ②宅地造成工事規制区域内の許可をうけた擁壁で、検査済証が交付されているもの | | |
| ③開発行為の許可をうけた擁壁で、検査済証が交付されているもの | | |
| ④公共が設置した道路、橋梁、河川、砂防等のための擁壁 | | |

※一般的に宅地造成のための擁壁には木造 2 階建程度の積載荷重を見込んで設計されています。宅地化を想定していない土地に築造した擁壁や計画する建築物の規模によっては、対策が必要となる場合があります。

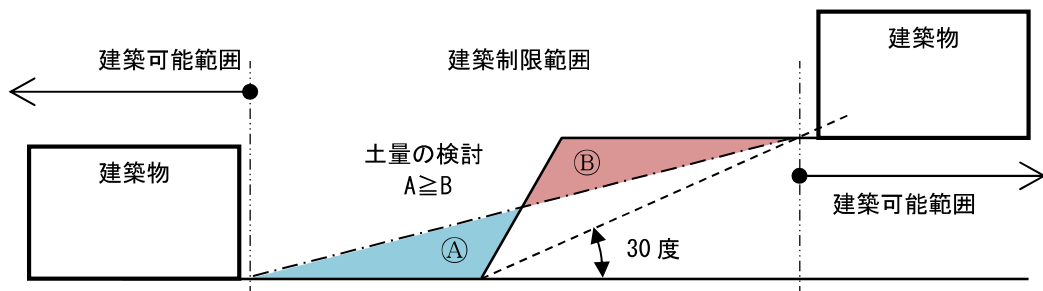
| |
|---|
| ⑤宅地造成等規制法施行令第 6 条（16 ページ参照）に規定される擁壁を不要とするがけ |
|---|

・がけに対して安全な対策をとる場合

次の①～③のような対策をとることで、建築物の安全を確保します。

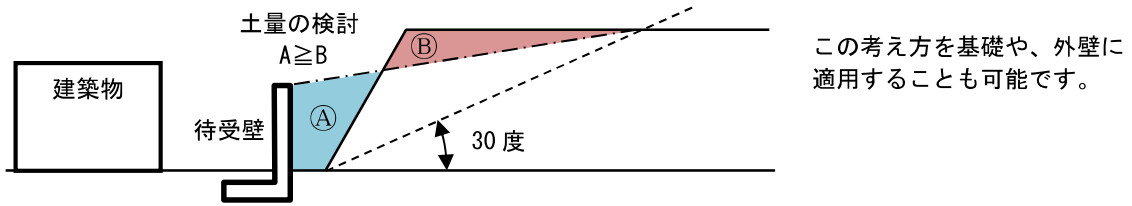
①がけ崩れの影響を受けない位置に配置する

がけが崩れた場合に影響を受けない範囲に建築物を配置するという考え方です。がけ下の場合は下図で $A \geq B$ の関係が成立する位置まで、がけ上の場合はがけ下から 30 度のラインと地盤面が交差する位置より離してください。



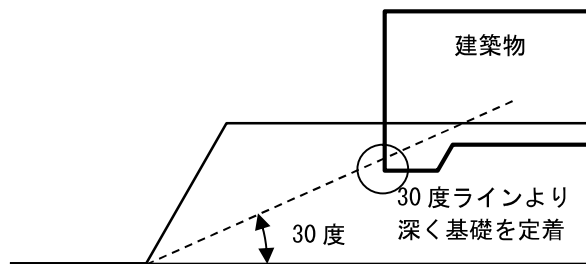
②崩れた土砂を受ける壁（待受壁等）を設ける（がけ下に建築する場合）

がけが崩れた場合に鉄筋コンクリート造等の壁で土砂を受け、建築物への被害を防ぐ考え方です。



③基礎を深く定着する（がけ上に建築する場合）

深基礎や杭基礎等をがけ下から 30 度のラインより深い位置に定着させることにより、がけが崩れた場合でも、建築物が影響を受けないようにする考え方です。



(制限に関するお問い合わせ：建築行政課建築確認検査グループ 053-457-2472、
浜北区、天竜区の物件は、北部都市整備事務所建築行政グループ 053-585-1154)

(参考) 宅地造成等規制法施行令 第 6 条 一部抜粋

第 6 条 切土又は盛土をした土地の部分に生ずるがけ面は、擁壁でおおわなければならない。

ただし、切土をした土地の部分に生ずることとなるがけ又はがけの部分で、次の各号の一に該当するもののがけ面については、この限りでない。

一 土質が別表第 1 左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表中欄の角度以下のもの

二 土質が別表第 1 左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表中欄の角度をこえ同表右欄の角度以下のもので、その上端から下方に垂直距離 5m 以内の部分

2 前項の規定は、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果がけの安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた場合には、適用しない。

別表第 1

| 土 質 | 擁壁を要しない勾配 | がけの上端から垂直距離5m以内は擁壁を要しない勾配 |
|--------------------------------|-----------|---------------------------|
| 軟岩（風化の著しいものを除く） | 60° | 60° をこえ80° 以下 |
| 風化の著しい岩 | 40° | 40° をこえ50° 以下 |
| 砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これらに類するもの | 35° | 35° をこえ45° 以下 |

第 12 条 切土又は盛土をした土地の部分に生ずることとなるがけを擁壁でおおわないときは、そのがけ面は石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の浸食に対して保護しなければならない。